

1. 金融危機等に関する参考文献

- ・「金融迷走の10年 - 危機はなぜ防げなかったのか」日本経済新聞社編、日経ビジ 初人文庫、2002年
- ・「解明・拓銀を潰した『戦犯』」北海道新聞社編、講談社文庫、2000年
- ・「会社がなぜ消滅したか - 山一証券役員たちの背信」読売新聞社会部編、新潮文庫、2001年
- ・「メガバンクの誤算 - 銀行復活は可能か」箭内昇、中公新書、2002年

2. 三洋証券・北海道拓殖銀行・山一証券の破綻(97年11月)

- ・無担コール市場での債務不履行(三洋証券: 準大手証券) クレジットライン見直しの動き
コール市場からの資金調達が困難化(北海道拓殖銀行: 都銀)
- ・多額の簿外債務の隠蔽(噂が広がり格下げ) 自主廃業(山一証券: 4大証券)
- ・不安の連鎖 一部の地方銀行にも不安が波及: 徳陽シティ銀行の破綻等

3. 預金保険制度の役割

- ・意義: 預金者の保護(保護するのは預金者であって銀行ではない) モラルハザードの恐れ
- ・金融機関破綻処理の際の大きな役割(預金保険機構は「資金援助」も可能)
- ・当初の限界 預金保険制度拡充の動き
- ・ペイオフ(破綻銀行に代わり1千万円まで預金支払) 解禁時期の明示(95年にペイオフ実施を5年間事実上凍結)
- ・金融機能安定化緊急措置法により、大手行など21行に1.8兆円の資本注入(98年3月、公的資金を)

4. 金融機能再生法・金融機能早期健全化法の成立(98年10月)

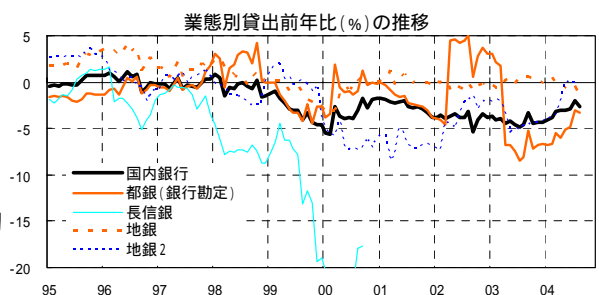
- ・98年度に入っても収まらない金融不安(長銀問題など)
- ・金融機能再生法: 破綻処理 金融整理管財人の派遣、特別公的管理(いわゆる一時国有化)
- ・公的資金投入枠の拡大(金融機能早期健全化法) + 預金保険制度の改正
- ・国会内での論議 公的資金の投入 + 各行の経営健全化計画の提出 金融不安を漸く沈静化
- ・金融機能早期健全化勘定: 保証枠 25兆円、金融機能再生法に基づく保証枠 18兆円、特別資金援助を目的とした17兆円(交付国債7兆円 + 政府保証10兆円)の計60兆円を手当て

5. 日本長期信用銀行・日本債券信用銀行の破綻

- ・特別公的管理へ移行(長銀: 98年10月、日債銀: 同年12月)
- ・破綻後に明らかになった不良債権の実情(長銀では2割が新銀行への引き継ぎ不適切)
- ・なかなか現れない引受け手 瑕疵担保特約(期限付きの損失補填)を設定
- ・再出発して新生銀行(旧長銀) あおぞら銀行(旧日債銀)と行名を変更 新生銀行は04年上場

6. 貸し渋りの発生

- ・金融機関は債権回収に力を入れる
自己資本比率 + 流動性不足
- ・マクロの貸出残高も減少に転じる
- ・中小企業の資金繰り不安、信用格付の機能不全
- ・信用保証協会を活用した中小企業向け融資の奨励
- ・大手15行に公的資金7.5兆円を注入(99年3月)

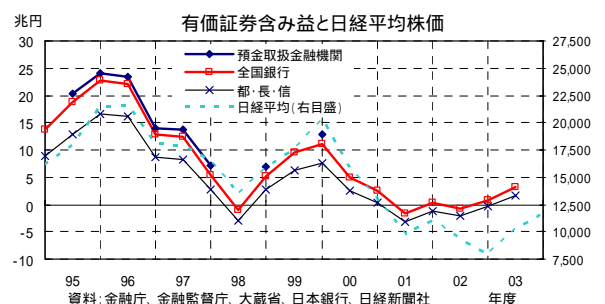


7. なかなか減らない不良債権

- ・株式含み益の枯渇
- ・景気の悪化に伴う不良債権の拡大
- ・不良債権の定義の厳格化を求める動き
- ・会計制度の変更による透明性の高まり

8. 昭和の金融恐慌(1927年)との類似点・相違点

- ・類似点: 不良債権の重圧、緊縮財政への人気
- ・相違点: 機関銀行は現在なし、過去にはなかった預金保険などのセーフティ・ネット



以上